# 第7期 定時株主総会 招集ご通知



# 開催日時

2022年4月22日(金曜日) 午後2時 (受付開始 午後1時)

# 開催場所

ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間 東京都千代田区隼町1番1号

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事前に書面(郵送)またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。https://www.kubotaholdings.co.jp/2022/index.html

窪田製薬ホールディングス株式会社 証券コード 4596

# **CONTENTS**

第7期定時株主	上総会招集ご通知	. 1
株主総会参考	<b>雪類</b> ······	. 5
第1号議案	定款一部変更の件	. 5
第2号議案	取締役5名選任の件	. 7
	ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の	
	決定を当社取締役会に委任する件	. 13
(添付書類)		
監査報告書 …		. 37
株主総会会場の	りご案内	表紙

株主各位

(証券コード 4596) 2022年4月7日

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル4F

# 窪田製薬ホールディングス株式会社

代表執行役会長、社長兼最高経営責任者 建田 良

# 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の 見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法によって、 2022年4月21日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

書面による議決権行使の方法	インターネットによる議決権行使の方法
同封の「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示の 上、折り返しご送付ください。	当社指定の議決権行使サイト(https://www.web54.net/)にアクセスの上、議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、「インターネットによる議決権行使のご案内」(3~4ページ)をご参照ください。

1

- 1. 日 時 2022年4月22日 (金曜日) 午後2時 (受付開始 午後1時)
- 2. 場 所 ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間 (東京都千代田区隼町1番1号) 末尾の「会場のご案内」をご参照ください。
- 3. 目的事項

## 報告事項

1.第7期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告の件 2.第7期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)連結計算書類及び計算書類ならびに会計監 査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

L) F

- ◎当日ご出席の際は、同封の「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の<u>当社ウェブサイト</u>に掲載しておりますので、本株主総会招集ご 通知には記載しておりません。
- ①連結持分変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表
- なお、監査委員会及び会計監査人は、上記の<u>当社ウェブサイト</u>掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の<u>当社ウェブサイト</u>に掲載させていただきます。

<<u>当社ウェブサイト</u> https://www.kubotaholdings.co.jp/ir/library/general-meeting/index.html>

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権 行使サイト(https://www.web54.net/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
- (2) インターネットによる議決権行使は、2022年4月21日(木曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら証券代行ウェブサポートへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
  - ・議決権行使サイト(https://www.web54.net/)において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
    - (「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要です。)
  - ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。 2回目以降は、QRコードを読み取っても「議決権行使コード」「パスワード」の入力が必要になります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記 2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送 (議決権行使書) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議 決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

・専用ダイヤル 0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時、通話料無料)

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 定款一部変更の件

## 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に 交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更 案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

# 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現	行	定	款	変	更		案
(株主総会参考書類	等のインタ-	ーネット開示と	みなし提供)_				
第14条 当会社は、	株主総会の	招集に際し、	株主総会参考書		(削	除)	
類、事業報	告、計算書	類及び連結計算	書類に記載又は				
表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めると							
ころに従い	インターネ	ットを利用する	方法で開示する				
ことにより	り、株主に対	して提供したも	のとみなすこと				
ができる。	_						

現	行	定	款		 変	更	案
				_(電子提	是供措置等)	_	
	(新	受)		第14条	当会社は、	株主総会の招集に際し、	株主総会参考書類
					等の内容で	である情報について電子提	是供措置をとる。
				2	当会社は、	電子提供措置をとる事具	頁のうち法務省令で
					定めるもの	)の全部又は一部について	て、議決権の基準日
						<u> </u>	
					に記載する	ることを要しないものとす	<u> </u>
	(新	設)		(附則)	_		
				(株主総	会資料の電子	提供に関する経過措置)_	
	(新	設)		第1条	<u>定款第14</u>	条(株主総会参考書類等の	<u>のインターネット開</u>
					-	」提供)の削除及び定款第	
						新設は、2022年9月1日	<u>日から効力を生ずる</u>
					ものとする		
				2		とにかかわらず、2022年	
						日を株主総会の日とする	
						月14条(株主総会参考書	
						なし提供) は、なお効力	
				3		さは、2022年9月1日か	
						が 項の株主総会の日から 3	
					<u>のいずれた</u>	<u> が遅い日後にこれを削除す</u>	<u> 「る。</u>

# 第2号議案 取締役5名選任の件

# 提案の理由

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位及び担当	委員会	取締役会等の出席状況
【再任】 1	くぼ た りょう 窪 田 良	取締役 代表執行役会長、社長 兼最高経営責任者	【指名委員会】(委員長)	取締役会 17/17回 指名委員会 2/2回
【再任】	<b>社外 独立</b> *** ここ いた た るう 浅 子 信太郎	取締役【社外取締役】【独立役員】	【監査委員会】 (委員長) 【報酬委員会】 【指名委員会】	取締役会 17/17回 監査委員会 5 / 5 回 報酬委員会 3 / 3 回 指名委員会 1 / 1 回 (注) 3
【再任】	<b>社外 独立</b> った。 津田 真 吾	取締役 【社外取締役】【独立役員】	【監査委員会】 【報酬委員会】	取締役会 13/13回 (注) 3 監査委員会 3/3回 (注) 3 報酬委員会 2/2回 (注) 3
【新任】 4	<b>社外</b> 独立 数	_	_	_
【新任】 5	深井 未来生	_	_	-

- (注) 1. 浅子信太郎氏、津田真吾氏及び牧恵美子氏の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、浅子信太郎氏は、クボタビジョン·インクの取締役であります。各氏が取締役に再任、または就任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。
  - 2. 当社は、事業の規模及び業態から、社外取締役及び各委員会の管理・監督及び助言機能を確保する一方で執行役による事業遂行の効率性を向上させることは、非常に効果的な企業統治体制を構築するために重要であるとの考えから、当社は、会社法上の指名委員会等設置会社制度を採用しています。
  - 3. 就任後に開催された取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会のみを対象としております。

# 取締役候補者

候補者番号

# 窪 田 良

再任



**生年月日** 1966年10月18日生 **当社株式所有数** 10,250,654株 在任年数 6年5ヵ月 **取締役会等への出席状況** 取締役会 17/17回 指名委員会 2/2回

## 略歴、地位、担当

2002年 6 月 2002年 6 月

アキュセラ・インク設立、取締役 アキュセラ・インク社長、最高経 営責任者兼会計責任者 アキュセラ・インク取締役会長 慶應義塾大学医学部客員教授 アキュセラ・インク (現クボタビ ジョン・インク) 会長、社長兼最高 経営責任者、取締役(現) 2005年 4 月 2014年 6 月 2015年 5 月

2015年12月

当社代表取締役会長、社長兼最高 経営責任者 当社取締役、代表執行役会長、社 長兼最高経営責任者(現) 2016年12月

# 重要な兼職の状況

クボタビジョン・インク会長、社長兼最高経営責任者、取締役

取締役候補者とした理由等 窪田良氏は、創業者であり、経営者としての手腕や眼科領域における豊富な知見と実績に基づくリーダーシップと実行力により当社経営を牽引しております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

# 浅子 信太郎

再任



候補者番号

**生年月日** 1974年6月14日生 **当社株式所有数** 800株 **社外取締役在任年数** 6年2ヵ月 取締役会等への出席状況 取締役会 17/17回 監査委員会 5/5回 報酬委員会 3/3回 指名委員会 1/1回(注)9

担当		
アーサー・アンダーセンLLP KPMG LLP	2017年 4 月	株式会社ディー・エヌ・エー執行 役員 経営企画本部長
メディシノバ・インク財務・経理 部 ヴァイス・プレジデント	2017年7月	株式会社ディー・エヌ・エー執行 役員 CFO
メディシノバ・インク最高財務責 任者	2019年7月	セブンイレブン・インク社外取締 役(現)
DeNA West財務部ヴァイス・プレジデント	2019年8月	くら寿司 USA・インク社外取締 役(現)
DeNA West最高財務責任者 DeNA West最高経営責任者・最 高財務責任者	2019年11月 2019年12月	メドメイン株式会社取締役 株式会社イングリウッド社外取締 役(現)
アキュセラ・インク(現クボタビ ジョン·インク)取締役(現)	2020年 3 月	株式会社ユーザベース社外取締役 (現)
当社社外取締役(現) DeNA Corp最高経営責任者・最 高財務責任者		
	アーサー・アンダーセンLLP KPMG ILP メディシノバ・インク財務・経理 部 ヴァイス・プレジデント メディシノバ・インク最高財務責任者 DeNA West財務部ヴァイス・プレジデント DeNA West最高財務責任者 DeNA West最高経営責任者・最高財務責任者 アキュセラ・インク)取締役(現) 当社社外取締役(現) DeNA Corp最高経営責任者・最	アーサー・アンダーセンLLP

# 重要な兼職の状況

クボタビジョン・インク取締役、くら寿司 USA・インク社外取締役、株式会社ユーザベース社外取締役、セブンイレブン・インク社外取締役、株式会社イングリウッド社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要** 浅子信太郎氏は、経営管理の経験ならびに米国及び日本の上場会社の規制を含む財務及び財務 会計の分野における優れた知識を有することから、社外取締役として適任であると考えており ます。また、東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定して います。

# 候補者番号





**生年月日** 1968年7月6日生 **当社株式所有数** 100株 **社外取締役在任年数** 1年 取締役会等への出席状況 取締役会 13/13回 (注) 9 監査委員会 3/3回(注)9 報酬委員会 2/2回(注)9

## 略歴、地位、担当

日本アイ・ビー・エム株式会社 株式会社日立グローバルストレー ジテクノロジーズ 株式会社iTiDコンサルティング 株式会社インディージャパン 代 表取締役テクニカルディレクター (用) 2004年 1月 2007年1月2011年12月

2016年1月 株式会社インディー・メディカル

株式芸化コン・ 取締役 マイキャン・テクノロジーズ株式 会社 社外取締役 (現) INDEE Singapore Pte. Ltd. 取 (項) (項) 2018年4月 2019年1月

締役(現) 株式会社MENOU取締役(現) 2019年6月 2021年4月 当社社外取締役 (現)

# 重要な兼職の状況

株式会社インディージャパン 代表取締役テクニカルディレクター、INDEE Singapore Pte. Ltd. 取締役、株式会社MENOU 取締役

# 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

津田真吾氏は、ベンチャー企業への投資及びその育成、ならびに医療機器分野の新規事業立ち 上げ等において豊富な経験と知識を有することから、医薬品に加えて医療機器事業の育成に注 力している当社の社外取締役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定 める独立役員の基準を満たすため、独立役員として指定しています。

# 候補者番号

# 牧





**生年月日** 1975年4月30日生 **当社株式所有数** 無し

# 略歴、地位、担当

弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 弁理士試験試験委員 (意匠法) (~2016.12) 2006年10月 2006年10月 2016年1月 2016年12月 2015年12月

阿部・井窪・片山法律事務所パー トナー(現)

知財管理技能検定試験委員 (現)

# 重要な兼職の状況

阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー

# 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

牧恵美子氏は、取締役として過去に会社経営に携わった経験はありませんが、2021年4月には 当社補欠取締役に選任され、また弁護士として、企業法務分野に加えて知財法分野においても 豊富な経験と知識を有し、国際的な案件の経験も豊富なことから、国際的に研究開発事業を展 開する当社の社外取締役として適任であると判断しました。

# 候補者番号





**生年月日** 1976年1月13日生 当社株式所有数 無し

#### 略歴、地位、担当

1998年 4 月 コンパックコンピュータ株式会社

(現:日本ヒューレット・パッカード合同会社)入社 ジグノシステムジャパン株式会社 2002年12月

2008年2月

株式会社モバイルファクトリー 入社 経営企画室長 同社 取締役CFO 2008年12月

2017年7月 株式会社和心 社外監査役

(2020年3月監査等委員会設置 会社移行により取締役監査等委

員) 株式会社ビットファクトリー(モ バイルファクトリー子会社) 代 表取締役 株式会社2017年 2019年3月

2019年4月

# 重要な兼職の状況

無し

#### 取締役候補者とした理由

深井未来生氏は、上場企業において、取締役及び財務責任者・執行責任者として直接 会社経営をリードしてきた豊富な経験を有することから、当社の取締役として適任で あると判断しました。

- (注) 1. クボタビジョン・インクは当社の完全子会社です。
  - 2. 各候補者と当社との間にいずれも特別な利害関係はありません。
  - 3. 浅子信太郎氏、津田真吾氏及び牧恵美子氏の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、浅子信太郎氏は、クボタビジョン・インクの取締 役であります。各氏が取締役に再任、または就任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。
  - 4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。 当社は現に当社の社外取締役候補者である浅子信太郎氏及び津田真吾氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第26条第2項に基づ き、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める 最低責任限度額を上限としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。牧恵美子 氏が社外取締役に就任した場合、当社は牧恵美子氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
  - 5. 当社は、取締役窪田良氏、社外取締役浅子信太郎氏、及び社外取締役津田真吾氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を 締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補 償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意または重過失があったこと により生じた損失については補償の対象としないこととしております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予 定であります。また、社外取締役候補者である牧恵美子氏及び取締役候補者である深井未来生氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同 様の補償契約を締結する予定であります。
  - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下「D&O保険」といいます。) 契約を保険会社との間で締結してお り、これにより、取締役、執行役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。)等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全 額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予 定であります。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められます。
  - 7. 上表における当社株式所有数は、会社法施行規則に基づき表示されており、各取締役候補者が所有している可能性のある派生有価証券は含ま れておりません。
  - 8. 上表における当社株式所有数は、2022年2月28日現在のものです。
  - 9. 就任後に開催された取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会のみを対象としております。

(ご参考) 社外取締役の独立性ガイドライン 当社取締役会の過半数は、適用のある規則・規定、東京証券取引所のルール上、取締役会の経営判断として、独立役員の要件を満たす者により構成されます。当社取締役会は、少なくとも年1回、取締役の独立性について評価をします。

# 第3号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任 する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役(社外取締役を含む)、執行役、使用人及びコンサルタントならびに当社子会社の取締役(社外取締役を含む)、使用人及びコンサルタントに対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社 の取締役(社外取締役を含む)、執行役、使用人及びコンサルタントならびに当社子会社の取締役(社外取締役 を含む)、使用人及びコンサルタントに対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたい と存じます。
- II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の 払込みの要否
  - 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権18,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式1,200,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数(以下に定義される)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

- 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- Ⅲ.本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
  - 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、窪田製薬ホールディングス株式会社(以下「当社」という。)の普通株式100株(以下「付与株式数」という。)とする。

なお、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である当社普通株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の当社普通株式の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合・株式無償割当てその他これらに 類似する当社の資本構成の変更の比率 本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後付与株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後付与株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいうものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

また、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合・株式無償割当てその他これらに 類似する当社の資本構成の変更の比率

3. 本新株予約権を行使することができる期間 割当日から付与決議日後10年を経過する日まで。

- 4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1) 記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### 6. 当社による本新株予約権の取得

- (1) (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、(b) 当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、または(c) 当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画(ただし、当社の全てまたは実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)が当社の株主総会で承認されたとき(当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 7. 合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予 約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。ただし、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類 承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i)上記2.に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 上記5.に定めるところと同様とする。

- 8. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理
  - 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。
- 9. 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。
- 10. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

Ⅳ. 米国内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱い

本議案のご承認による委任を受け、当社取締役会にてストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議した場合には、当該新株予約権について当社と米国に居住する付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約につきまして、当該新株予約権が1986年米国内国歳入法(その後の改正を含む。)第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱いを受けるためのご承認をお願いいたしたいと存じます。

以上

# (添付書類)

# 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

# ■ 企業集団の現況に関する事項

## 1. 事業の経過及び成果

当社グループは、眼科領域に特化しグローバルに医療用医薬品、医療機器の研究開発を行う眼科医療ソリューション・カンパニーです。

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染の更なる拡大等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような市場環境のもと、当社グループは以下のとおり研究開発を進めました。

#### [低分子化合物]

エミクススタト塩酸塩については、スターガルト病を対象とする第3相臨床試験を2018年11月に開始し、現在も世界11カ国、29施設において継続して実施しております。当該臨床試験は、被験者をランダムに10mgのエミクススタト投与群とプラセボ群に2対1で割り当て、1日1回の経口投与にて24ヶ月間実施するもので、主要評価項目には、若年性黄斑変性スターガルト病患者における黄斑部の萎縮の進行を抑制する効果の検証、副次的評価項目には、最良矯正視力のスコアや読速度などの視機能の変化が含まれます。

当社グループは、被験者登録数の目標を当初162名と設定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を踏まえ、被験者登録数を194名に積み増しました。最後の被験者登録は2020年4月(アメリカ時間)に完了しており、順調に進めば2022年後半にデータベースのロックが完了する見通しです。

当該第3相臨床試験は、2020年8月にFDA(米国食品医薬品局)によりOrphan Products Clinical Trials Grants Programの助成プログラムに選定されており、3年間で総額最大163万ドル(約1.9億円)の助成金を受給する見込みです。初年度となる前連結会計年度は合計57百万円をその他の営業収益に計上し、当連結会計年度も同様に合計60百万円をその他の営業収益に計上しました。

なお、エミクススタト塩酸塩は、スターガルト病の新規治療薬候補として、2017年1月にFDA、2019年6月にEMA(欧州医薬品庁)よりオーファンドラッグ指定を受けています。

エミクススタト塩酸塩は、スターガルト病の他にも増殖糖尿病網膜症を対象とする第2相臨床試験を2017年度に実施しております。当該臨床試験の解析の結果、エミクススタト塩酸塩が黄斑浮腫を改善する可能性が示唆されましたが、第3相臨床試験は規模も大きく、多額の研究開発資金が必要になると見込まれることから、当社グループ単独で進めることは難しいと考え、パートナー企業との共同開発の可能性を模索しております。

#### [医療機器]

在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「PBOS (Patient Based Ophthalmology Suite) 」については、2020年7月の初期型試作機の完成以降も更なる機能改善のため、AI (人工知能)を活用した3D生成機能などのソフトウェア改良を行いつつ、パートナー企業との共同開発、商業化の可能性を模索しております。

また、当社グループは有人火星探査に携行可能な超小型眼科診断装置の開発をNASA(米国航空宇宙局)と共同で進め、2020年4月に同プロジェクトのフェーズ1が完了しました。本プロジェクトのフェーズ2の詳細につきましては協議を続けておりますが、開始時期は未定です。

当社独自のアクティブスティミュレーション技術を活用した、近視の進行抑制、治療を目指すウェアラブル近視デバイス「クボタメガネ」については、2020年に卓上デバイス及びウェアラブルデバイスでの概念実証試験において、眼軸長(角膜から網膜までの長さ)が対照眼と比較して短縮することを確認し、2020年12月には初期型プロトタイプが完成しました。当連結会計年度には、台湾における医療機器の製造許可取得に続き、2021年10月には医療機器のデザイン・開発会社として「ISO 13485:2016」の認証取得を発表しました。現在も、台湾支店の設立など、商業化へ向けた製品開発や製造販売の準備を進めるとともに、より多くのエビデンスを得るための臨床試験等を継続しております。

#### [遺伝子治療]

遺伝子治療については、これまで遺伝性網膜疾患である網膜色素変性を対象に前臨床研究を継続してきましたが、当プログラムへの今後の投資を保留することで現金支出を抑制し、経営資源を開発後期にある他のプロジェクトに重点的に配分する方針としております。

#### 研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は、前連結会計年度と比較して68百万円増加(前年度比3.4%)し、2,041百万円となりました。これは、被験者登録が完了したエミクススタト塩酸塩の研究開発費及び遠隔眼科医療モニタリングデバイス「PBOS」の開発費用が減少した一方で、ウェアラブル近視デバイスの開発費用が増加したことが主な要因です。

(単位:%を除き、千円)

	2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率(%)
研究開発費	1,972,837	2,040,674	67,838	3.4

# 一般管理費

当連結会計年度の一般管理費は、前連結会計年度と比較して2百万円減少(前年度比△0.4%)し、604百万円となりました。これは各プロジェクトの進展に伴い、特許関連費用及び事業開発関連費用が増加した一方で、経費削減施策の影響によりその他の一般管理費が減少したことが主な要因です。

(単位:%を除き、千円)

	2020年12月期	2021年12月期	増減額	増減率(%)
一般管理費	606,272	603,905	△2,367	△0.4

# 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において特記すべき重要な設備投資はありません。

# 3. 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使に伴う新株の発行を行い、総額320百万円の資金調達を行いました。

## 4. 対処すべき課題

# (1) 株主価値の創造

医薬品や医療機器の開発は、新しい市場や社会的価値を生み出すことにつながります。これを実現するためには、有望なパイプラインへの積極的な投資のほか、企業買収等を行うことが重要と考えております。当社グループは、財務状況を鑑みながらこれらの投資を行い、企業価値を高め、株主価値の創造につなげてまいります。

## (2) 研究開発投資によるイノベーションと成長の実現

成長を維持し、将来の収益を生み出すためには、研究開発活動への先行投資を継続し、アンメット・メディカル・ニーズに対応する革新的な製品の開発を促進することが重要であります。当社グループが開発中のエミクススタト塩酸塩、ウェアラブル近視デバイス、PBOS等は、革新的な作用メカニズム、あるいは、治療効果を高めるソリューションとなる可能性を秘めております。一日も早く研究開発成果を達成するために、当社グループは効率的に資源を活用してまいります。

#### (3) 資金調達の多様化と安定化

企業価値を高めるためには、パイプラインの開発を進めるとともに、継続的に有望な化合物や技術を外部から 導入する必要がありますが、一方で研究開発費は増加します。当社グループは事業基盤を強化するために、株式 市場からの資金調達だけでなく、パートナー企業との提携を通じた資金の確保など、必要に応じて資金調達の多 様化と安定化を図ってまいります。

### (4) 強力な特許ポートフォリオの維持

当社グループは、知的財産の創造と保護が事業の成功に不可欠であると考えており、積極的に特許保護を求めております。特許を取得しない状況においても営業秘密や秘密保持契約に基づき独占的な技術とノウハウを保護してまいります。

# (5) グローバルな経営体制の強化

当社グループは米国を中心にグローバルに事業展開をしております。当社グループの事業にとって、言語や文化、価値観の異なる人々と円滑なコミュニケーションを図り、企業価値の最大化に貢献できる人材が必要不可欠ですが、このようなグローバル人材のニーズは年々高まっており、人材獲得競争は激しくなっています。当社グループは優秀な人材の確保に努め、グローバルな経営体制を強化してまいります。

#### (6) 継続的な情報収集

医薬品・医療機器に関連する開発技術は日進月歩で向上しております。そうした最先端技術や各国の法規制の変化、世界の市場の動きなどを常に把握し続ける必要があります。当社グループは多国籍であることの強みを活かし、日本、米国、欧州、アジアにおける独自の情報網を構築しております。そこから得る情報をグループ内で共有し、開発方針や事業戦略に活かしてまいります。

# 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分		第4期 (2018年1月1日から (2018年12月31日まで)	第5期 (2019年1月1日から (2019年12月31日まで)	第6期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第7期 (当連結会計年度) (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
事業収益	(千円)	_	_	37,786	_
税引前当期損失	(千円)	△3,046,403	△3,105,243	△2,437,424	△2,616,451
親会社の所有者に 帰属する当期損失	(千円)	△3,046,403	△3,065,570	△2,437,424	△2,616,451
基本的1株当たり当期損失	(円)	△78.42	△73.06	△56.90	△57.46
資産合計	(千円)	11,290,046	8,740,591	6,691,936	4,832,564
資本合計	(千円)	10,542,971	8,077,082	5,993,079	4,152,921

<sup>(</sup>注) 1. 第3期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。

# 6. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
クボタビジョン・インク	207,030千米ドル	100.0%	眼科に特化した医薬品・医療機器の開発

<sup>(</sup>注) 当社の連結子会社は上記の1社及び窪田オフサルミクス株式会社であります。

<sup>2.</sup> 基本的 1 株当たり当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## 7. 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

当社グループは、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的として、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。当社の100%子会社であるクボタビジョン・インク(米国)が研究開発の拠点となり、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。

当社グループのパイプライン(開発品群)については、エミクススタト塩酸塩を中心とする低分子化合物に加えて、近年は今後高い成長が期待されている医療機器の分野にも注力することにより、パイプラインの価値最大化を図っています。

低分子化合物については、当社グループ独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づくエミクススタト塩酸塩をコア開発品と位置付け、スターガルト病及び糖尿病網膜症の治療薬として開発を進めています。医療機器については、在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「PBOS (Patient Based Ophthalmology Suite)、当社グループ独自のアクティブスティミュレーション技術「クボタメガネ・テクノロジー」を活用して近視を抑制するウェアラブル近視デバイスの開発を進めています。

その他にも、低分子化合物、医療機器において、早期段階の研究開発を行っております。 当社グループのパイプラインの詳細については、「1.事業の経過及び成果」をご参照ください。

# 8. 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

(1) 当社の主要な事業所 本 社:東京都千代田区

(2) 子会社の主要な営業所 クボタビジョン・インク:米国 ワシントン州

# 9. 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
8名	-名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用等3名を含んでおりません。

## (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
2名	-名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用等2名を含んでおりません。

# Ⅲ 株式の状況 (議決権基準日:2022年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 151,358,476株

2. 発行済株式の総数 45,861,688株(自己株式70株を含む。) (注) 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は707,200株増加しております。

3. 株 主 数 23,381名

# 4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
窪田 良	10,250,654株	22.35%
株式会社大塚製薬工場	1,515,152株	3.30%
株式会社SBI証券	1,463,500株	3.19%
水野 親則	750,000株	1.63%
楽天証券株式会社	637,500株	1.39%
津田 甚吾	356,700株	0.77%
DNP Holding USA Corporation	222,222株	0.48%
山下 良久	208,000株	0.45%
松井証券株式会社	200,900株	0.43%
濱本 一典	200,500株	0.43%

<sup>(</sup>注) 1. 持株比率は自己株式 (70株) を控除して算出しております。 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てております。

# Ⅲ 新株予約権等の状況

- 1. 当事業年度の末日に有する当社役員(執行役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
- (1) 社外取締役

回次 (決議年月日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類と数	保有者数	行使時の払込金額 (1株当たり)	権利行使期間
第11回新株予約権 (2016年11月21日)	60,000個	普通株式 60,000株	2名	9.22米ドル	2016年12月 6 日から 2026年 1 月21日まで
第16回新株予約権 (2016年11月21日)	50,000個	普通株式 50,000株	2名	15.41米ドル	2016年12月 6 日から 2026年 7 月12日まで
第23回新株予約権 (2019年 9 月13日)	500個	普通株式 50,000株	2名	303円	2021年 9 月14日から 2029年 9 月13日まで
第27回新株予約権 (2020年 9 月29日)	500個	普通株式 50,000株	2名	321円	2021年 9 月30日から 2030年 9 月29日まで

# (2) 執行役

回次 (決議年月日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類と数	保有者数	行使時の払込金額 (1株当たり)	権利行使期間
第11回新株予約権 (2016年11月21日)	747,462個	普通株式 747,462株	1名	9.22米ドル	2016年12月 6 日から 2026年 1 月21日まで
第13回新株予約権 (2016年11月21日)	32,538個	普通株式 32,538株	1名	10.14米ドル	2016年12月 6 日から 2026年 1 月21日まで
第23回新株予約権 (2019年 9 月13日)	3,470個	普通株式 347,000株	1名	303円	2021年 9 月14日から 2029年 9 月13日まで
第24回新株予約権 (2020年 2 月28日)	1,242個	普通株式 124,200株	1名	269円	2022年 3 月 1 日から 2030年 2 月28日まで
第27回新株予約権 (2020年 9 月29日)	3,109個	普通株式 310,900株	2名	321円	2021年 9 月30日から 2030年 9 月29日まで

- (注) 執行役を兼務する取締役については執行役に含めております。
- 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等(当社使用人、子会社役員、子会社使用人、子会社コンサルタント)に対し交付した新株予約権の状況

該当はありません。

3. その他新株予約権等の状況

該当はありません。

# Ⅳ 会社役員の状況

# 1. 取締役及び執行役の状況 (2021年12月31日現在)

# (1) 取締役

地位及び担当		氏	名		委員会	重要な兼職の状況
取締役 代表執行役会長、 社長兼最高経営責任者	窪	Ш		良	指名委員長	クボタビジョン・インク 会長、社長兼最高経営責任 者、取締役
取締役 執行役 最高開発責任者	渡	邉	雅	_	_	クボタビジョン・インク 研究開発本部長 MasaWata Consulting,LLC 代表
取締役【社外取締役】【独立役員】	浅	子	信え	太郎	監査委員長 指名委員 報酬委員	くら寿司 USA・インク 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外取締役 セブンイレブン・インク 社外取締役 株式会社イングリウッド 社外取締役 クボタビジョン・インク 取締役
取締役【社外取締役】【独立役員】	□/\ <u>`</u>		・タケ	ウチ	報酬委員長 指名委員 監査委員	RTコンサルティング・インク 社長
取締役【社外取締役】【独立役員】	津	Ш	真	吾	報酬委員 監査委員	株式会社インディージャパン 代表取締役 INDEE Singapore Pte. Ltd.取締役 株式会社MENOU 取締役

- (注) 1. 取締役浅子信太郎氏、取締役ロバート・タケウチ氏及び取締役津田真吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
  - 2. 取締役浅子信太郎氏は、カリフォルニア州の公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 3. 当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、常勤監査委員を選定しておりません。

# (2) 執行役

地位及び担当	氏 名			重要な兼職の状況	
代表執行役会長、社長 兼 最 高 経 営 責 任 者	窪	$\blacksquare$		良	クボタビジョン・インク 会長、社長兼最高経営責任者、取締役
執行役最高開発責任者	渡	邉	雅	_	クボタビジョン・インク 研究開発本部長 MasaWata Consulting,LLC 代表

#### 2. 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役窪田良氏、取締役渡邉雅一氏、取締役浅子信太郎氏、取締役ロバート・タケウチ氏及び取締役津田真吾氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、執行役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

# 5. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、原則として、執行役・取締役に対しては、金銭及び株式型報酬の組み合わせにより報酬を支払います。他方、執行役・取締役に対しては、取締役としての業務について追加的な報酬を支払いません。加えて、当社は、執行役に対して、給与、賞与及びその他の経済的利益ならびに株式型報酬を支払います。但し、当社執行役が当社子会社の執行役を兼務する場合、原則として、当社と当該子会社がその報酬を別途報酬委員会が合理的に決定する割合により按分して支払うものとします。各取締役及び執行役の報酬の金額及び構成は、経営の状況、各取締役または執行役の地位及び責務、ならびに従業員の標準的な給与を踏まえて、報酬委員会によって決定されます。また、各取締役及び執行役の報酬は、独立アドバイザーの提供する調査結果を基準として定められます。当該調査結果は、能力のある取締役及び執行役を勧誘し、維持するために、同業他社の報酬慣行その他の市場の要因についての知見を提供するものです。報酬委員会は、当社の類似企業群における報酬慣行を勘案して、取締役及び執行役の報酬基準を毎年見直す責務を負っています。

## 6. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区		分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬	ストック オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	報酬等の総額
取 (うち	締 社外取約	役 筛役)	4名 (4名)	19,440千円 (19,440千円)	-千円 (-千円)	5,065千円 (5,065千円)	5,065千円 (5,065千円)	24,506千円 (24,506千円)
執	行	役	3名	20,619千円	3,327千円	36,164千円	36,164千円	60,111千円
合		計	7名	40,060千円	3,327千円	41,230千円	41,230千円	84,618千円

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役は、執行役に含めております。
  - 2. 業績連動報酬の金額は、執行役に対する金銭による報酬として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。
  - 3. 非金銭報酬等の内容は、2016年11月21日、2019年9月13日、2020年2月28日及び2020年9月29日開催の取締役会決議に基づき社外 取締役及び執行役に対して付与された新株予約権であります。当該新株予約権について、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間 対応する部分について、社外取締役が5,065千円、執行役が36,164千円の費用を、それぞれ損益計算書に計上しております。また、執行役 に対する金銭以外の報酬として損益計算書に費用として計上した退職給付費用が、286千円あります。金銭による報酬等の合計にこれらを 加えた金額の合計値は、社外取締役が24,506千円、執行役が60,398千円であります。なお、当該新株予約権の詳細については、「Ⅲ新株 予約権等の状況」をご参照ください。
  - 4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役浅子信太郎氏、取締役ロバート・タケウチ氏及び取締役津田真吾氏の重要な兼職先(但し、子会社クボタビジョン・インクを除く)と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者との関係

全ての社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び担当委員会への出席状況及び専門性

·取締役 浅子信太郎

当事業年度に開催された取締役会17回中17回、指名委員会1回中1回(注)、報酬委員会3回中3回、監査委員会5回中5回に出席しています。浅子氏はカリフォルニア州の公認会計士の資格を有し、豊富な経営管理の経験ならびに米国及び日本の両国における上場企業に関連する法規制について精通していることから、主に経営・財務の見地から監督・助言を行っており、期待した役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査委員会において、当社の経理システム、会計監査、内部監査について適宜必要な発言を行っております。

#### ・取締役 ロバート・タケウチ

当事業年度に開催された取締役会17回中16回、指名委員会2回中2回、報酬委員会3回中3回、監査委員会5回中5回に出席しています。タケウチ氏は、社外取締役として資本市場、プライベート・エクイティ及び投資助言における豊富な経験を有しており、主に経営・財務の見地から監督・助言を行っており、期待した役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、指名委員会及び報酬委員会において、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

# ・取締役 津田真吾

当事業年度に開催された取締役会13回中13回(注)、監査委員会3回中3回(注)、報酬委員会2回中2回(注)に出席しています。津田氏は、ベンチャー企業への投資・育成ならびに医療機器分野の新規事業立ち上げ等において豊富な経験と知識を有しており、主に業界の知見や研究開発の見地から監督・助言を行っており、期待した役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 就任後に開催された取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会のみを対象としております。

# Ⅴ会計監査人の状況

# 1. 名称

# 三優監査法人

# 2. 報酬等の額

	金額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額	14,350千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合 計額	14,350千円

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額には、当社と監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引 法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的な区分もできないため、これらの合計額で記載しております。
  - 2. 当社の重要な子会社クボタビジョン・インクは、当社の会計監査人の提携会計事務所の監査を受けております。

## 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

# 4. 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査人員数、監査日程、その他報酬見積もりの算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

# 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査委員会の委員の全員の同意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任致します。

この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

# Ⅵ 会社の体制及び方針

## 1. 業務の適正を確保するための体制と運用状況

- (1) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社の取締役会は、当社の執行役及び従業員による職務遂行が法令及び当社の定款に適合することを確保する ために、以下の体制を含む内部統制システムを整備します。また、当社は必要に応じて、上記システムの評価及 び改善を続けていきます。
- (ア) 取締役会、具体的には監査委員会は、当社の内部統制の十分性を検討します。当社の監査委員会は、経営管理のため、継続的に会計監査人と内部統制及び当社の計算書類の網羅性及び正確性について意見交換することとしています。
- (イ) 当社は、内部監査部門を設置しています。内部監査部門は、企業統治体制に係る内部統制の適切性を包括的かつ客観的に評価し、また、監査委員会に対して、重要性の高い問題点に取り組むための提案を行い、実務的なレベルで当社の会計監査人と協働してフォローアップを行います。
- (ウ) 当社は、コンプライアンスの促進のため、法令に従い内部規則を制定し、これらの諸規則の執行役及び従業員への周知を徹底しています。また、当社は必要となるコンプライアンスに関連する教育及びトレーニングの機会も提供しています。
- (エ) 当社は、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、違反報告者の保護を図る内部通報システムを 構築することにより強化された内部通報規則を制定しています。
- (オ) 当社は、インサイダー取引を防止するために、インサイダー取引防止規程を制定しています。当該規程は、
  - (i) 取締役、執行役または従業員等が事業活動に関して取得した内部情報の管理に関する基本的事項、
  - (ii) 取締役、執行役または従業員等による株式及びその他の有価証券の売買及びその他の取引の管理及び規制、ならびに(iii) 取締役、執行役、会計監査人及び従業員に求められる行動規範を定めています。
- (カ) 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。当社は、係る反社会的勢力との関係を断固として拒絶するものとして行動します。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役、執行役及び従業員による職務執行に係る情報の保存及び管理ならびに機密情報の取扱いに関する規程を定め、これらに基づき、該当情報を含む文書及び媒体を適切かつ確実に保持及び管理します。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社取締役会は、リスク管理プロセスの監督に積極的に関与します。

当社取締役会は、常設のリスク管理委員会を有しませんが、常設の各委員会が各々の監督に係る業務分野において内在的に生じるリスクに関して直接的な監督機能を果たすとともに、取締役会も直接的に全体として上記のような監督の機能を果たします。とりわけ、当社の監査委員会は当社グループの主要な財務リスク及びかかるリスクを監視及び管理するために経営陣がとった対策について検討し協議する責務を有します。また、当社の報酬委員会は、当社の報酬の方針及びプログラムが潜在的に過度なリスク負担となっていないかについて評価及び監視を行います。さらに、当社の指名委員会は、当社グループの主要な法的コンプライアンスリスク、及び適用ある法規制の遵守を推進し、監視する当社グループのプログラムを監督します。そして、当社取締役会は、戦略リスク及び各委員会によってカバーされないその他のリスクを監視し、評価する責務を有します。

当社取締役会または適切な委員会は、当社のリスクの確認、管理及び低減に向けた戦略を理解することができるよう、当社のCEO(最高経営責任者)またはその他の経営陣のメンバーから、会社が直面しているリスクについて報告を受領します。

#### (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社は、執行役による効率的な職務執行を確保するため十分な員数の執行役を保持します。
- (イ) 定例の取締役会を開催し、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、執行役及び従業員の職務執 行を監督します。
- (ウ) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、CEO (最高経営責任者) 及び最高開発責任者が出席する執行役会を少なくとも3ヵ月に1回開催し、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る機動的な意思決定を行うものとします。また、重要プロジェクトに関する審議を行い、審議の内容によっては、委員会または取締役会において更なる検討を加えます。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するために、当社は、当社の子会社が基本的な運営事項について当社に対して承認申請しなければならないことを定めた、子会社の管理に係る規則及び手続を制定します。また、当社は、子会社が、当社グループの運営基準を理解、強化及び維持するとともに、適切なリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査を実施するよう確保していきます。

#### (6) 監査委員会監査の状況

当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、監査委員会の活動を直接補助する取締役または従業員を選任しません。当社は、監査委員会がその職務(監査委員会規程に定義されます。)の執行に関連して負担したあるいは負担すると見込まれる合理的な費用につき、委員からの要求に応じて、償還または前払いを行います。

当社の監査委員会は、必要に応じて会計監査人から会計監査に係る報告書を受領するとともに、監査委員会は、監査方針、監査計画及び監査手法に係る問題を解決します。また、監査委員会の義務の履行のために必要かつ適切と認める場合には、他の会計士、コンサルタント及び専門家から報告書を受領します。監査委員会は、会計士及びコンサルタントに指揮しまたは追加的にもしくは別途、直接調査する方法により行われた監査及び調査の結果を取締役会に報告します。

監査委員、会計監査人及び内部監査部門は、四半期毎に開催される監査委員会に出席します。監査委員会においては、監査委員会、会計監査人及び内部監査部門の監査計画、それらによる監査の実施、ならびに問題点及び改善策の進捗に関して報告及び協議が行われるものとします。

監査委員会は、会計監査人の報酬等に係る決定または有資格の監査法人及びコンサルタントにより許容される 業務について承認を与えます。

これらの業務には、監査業務、監査関連業務、税務業務及びその他の業務を含むものとし、これらの業務の承認は、個別業務または業務の区分について詳細化されており、一般に個別の予算制限に従います。監査法人、コンサルタント及び経営陣は、上記の承認に従って監査法人及びコンサルタントにより提供される業務の範囲及びそれまでに実施された業務に係る報酬について、定期的に、監査委員会に報告します。

なお、法令や規則、会社の方針に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査委員会に 報告することができ、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、外部専門家を効率的に活用しながら、内部 統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に報告しております。また、調 査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めておりま す。

# 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、これまで当社の株主資本に対する現金配当を支払ったことがありません。当面は現金配当を行わず、当社の発展及び成長のためにすべての調達可能な資金及び将来の利益を保持する意向であります。当社の将来における株主資本に対する現金配当の支払いの取締役会による決定は、当社の業績、財務状況、流動性要件、適用ある法律または契約により課される制限ならびに当社の取締役会がその独自の裁量によって関連があると判断するあらゆるその他の要因により影響を受けます。

# 4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

# 連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
(資産)	
流動資産	4,625,272
現金及び現金同等物	3,977,312
その他の金融資産	438,582
その他の流動資産	209,378
非流動資産	207,292
有形固定資産	192,427
その他の非流動資産	14,865
資産合計	4,832,564

科目	金額
(負債及び資本)	
流動負債	542,353
買掛金	75,085
未払債務	323,220
未払報酬	70,039
繰延賃借料及びリース・インセンティブ	11,697
リース負債	62,312
非流動負債	137,290
リース負債	137,290
負債合計	679,643
資本	
資本金	1,308,902
資本剰余金	26,755,419
利益剰余金	△22,164,748
その他の資本の構成要素	△1,746,652
親会社の所有者に帰属する持分合計	4,152,921
資本合計	4,152,921
負債及び資本合計	4,832,564

# 連結損益計算書 (章 2021年1月1日)

(単位:千円)

科目		金額
事業費用		
研究開発費	2,040,674	
一般管理費	603,905	2,644,579
その他の営業収益		59,874
営業損失		△2,584,705
その他の収益及び費用		
金融収益	11,240	
金融費用	△18,168	
その他の費用	△24,818	△31,746
税引前当期損失		△2,616,451
当期損失		△2,616,451
当期損失の帰属		
親会社の所有者		△2,616,451

# 計算書類

# 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位	:	干	円
-----	---	---	---

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	1,981,413
現金及び預金	1,818,411
前払費用	7,994
未収入金	145,881
未収消費税等	9,126
固定資産	9,540
有形固定資産	1,077
建物	584
工具、器具及び備品	492
投資その他の資産	8,463
子会社株式	300
敷金及び保証金	8,163
資産合計	1,990,954

	( <del>+</del> m·111)		
科目	金額		
(負債の部)			
流動負債	27,905		
未払金	2,402		
未払費用	8,833		
未払法人税等	8,920		
預り金	4,697		
役員賞与引当金	3,051		
負債合計	27,905		
(純資産の部)			
株主資本	1,300,381		
資本金	1,308,901		
資本剰余金	1,308,401		
資本準備金	1,308,401		
利益剰余金	△1,316,857		
その他利益剰余金	△1,316,857		
繰越利益剰余金	△1,316,857		
自己株式	△64		
新株予約権	662,667		
純資産合計	1,963,048		
負債純資産合計	1,990,954		

# **損益計算書** (章 2021年1月1日)

(単位:千円)

	(羊瓜・1円)		
科目	金額		
営業収益		173,418	
営業費用			
一般管理費	266,682	266,682	
営業損失		△93,264	
営業外収益			
受取利息	8		
雑収入	24	33	
営業外費用			
為替差損	1,320		
株式交付費	1,682	3,003	
経常損失		△96,233	
特別利益			
新株予約権戻入益	43,739	43,739	
特別損失			
固定資産除却損	98	98	
税引前当期純損失		△52,592	
法人税、住民税及び事業税		950	
当期純損失		△53,542	

# 監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

窪田製薬ホールディングス株式会社 取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員

公認会計士 古藤智弘

公認会計士 川村啓文 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、窪田製薬ホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月 31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、窪田製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財 産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人 の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

連結計算書類に対する経宮者及び監査委員会の責任 経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかど うかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的

に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業 の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提 に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められて いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計 算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 谷、並びに連結計算書類が基礎となる取られる計算を適正に表示しているかどうかを評価する。
  ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容につ いて報告を行う。

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

窪田製薬ホールディングス株式会社 取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士 古藤智弘

公認会計士 川村啓文

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、窪田製薬ホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について 監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備さ

- 監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) の状況について取締役及び執行役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。
  ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び執行役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」 (会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」 (平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類 (連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

# 2. 監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法予及び定款に促い、芸社の状況を止しく示しているものと認めます。
  ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  (3) 消耗計算書籍の監査法は

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月8日

窪田製薬ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 浅 子 信太郎 印 監査委員 ロバート・タケウチ 印 監査委員 津田 真 吾 印

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場のご案内

● 会場 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士西の間



# ● 交通のご案内

東京メトロ 半蔵門線 「半蔵門」駅

6番出口 徒歩3分

東京メトロ 有楽町線 「麹町」駅

※6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。
1番出口 徒歩7分





